

外国籍のお客さまへ

口座開設における提出書類について

栃木銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、金融機関は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を重要な課題として取り組んでおります。

これにより当行では、外国籍のお客さまの本人確認書類を「在留カードまたは特別永住者証明書」にて行うこととしたしました。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力をお願いいたします。

なお、場合によっては口座開設をお断りすることもございますのであらかじめご了承ください。

また、口座開設後の在留資格の変更や在留期限の到来、在留終了による帰国の際は、当行へご連絡いただき、更新後の在留カードのご提示や口座のご解約など、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

1. 口座をお申込みいただける方

次のいずれかに該当する方（該当しない方は非居住者となりお申込みいただけません。）

（1）日本にある事務所に勤務されている方（パート、アルバイトは除く）

（2）入国後6ヶ月以上経過した方

※上記(1)(2)に該当した場合でも、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちでない方はお申込みできません。

2. 口座開設に必要な書類（原本）

在留資格	書類	※原本をお願いします。
永住者の方	A	「在留カードまたは特別永住者証明書」
永住者以外の方	A+B	「在留カード」+「就労・就学が確認できる書類」
特定の在留資格(※1)の方	A	「在留カード」
特定の在留資格(※2)の方	A+B+C	「在留カード」+「就労・就学が確認できる書類」+「連絡先の届出書兼同意書」

※特定の在留資格(※1)：「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」

※特定の在留資格(※2)：「技能実習」「特定技能」「特定活動」「文化活動」「留学」「研修」「家族滞在」

3. ご提出の書類について

A 在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> お申込時点で有効かつ在留期間満了日まで3ヶ月超あるものに限ります。 在留期間満了日まで3ヶ月以内の場合は更新後にお申込みください。 上記1(2)に該当する方で在留カード上、入国後6ヶ月以上経過が確認できない場合は、6ヶ月以上の経過が確認できる書類(住民票の写し、パスポート等)を追加でご提示ください。 特別永住者証明書は有効なものをご提示ください。
B 就労・就学確認書類	<ul style="list-style-type: none"> お勤めの方：「健康保険証」「社員証」「雇用契約書」等 学生の方：「学生証」「在学証明書」等 <p>※在留資格が「家族滞在」のお客さまは、ご家族の上記書類をご提示ください。</p>
C 連絡先の届出書兼同意書	<ul style="list-style-type: none"> お客さまと連絡がとれない場合、お客さまの代わりに勤務先や学校等にご連絡させていただきます。

<本件に関するお問い合わせ先>

お近くの窓口へお問い合わせください。（※年末年始等、銀行休業日を除く）

（窓口業務）平日 9:00～15:00 （電話受付）平日 9:00～17:00